

ソフトウェア使用許諾契約書 追加条件

重要：SVF for PDF（以下、「本ソフトウェア」という）に含まれる PDFUtility 機能の使用においては、本ソフトウェアのソフトウェア使用許諾契約書「2. 使用権の許諾」に基づく下記の追加条件（以下、「本追加条件」という）が適用されます。

1. 使用機能の制限

お客様は、本製品に含まれる PDFUtility 機能（PDF 文書の効率的な管理・活用機能や PDF 帳票のセキュリティ強化機能、以下総称して「制限機能」という）のみ使用できるものとし、それ以外の機能（PDF 文書または PDF 帳票自体を生成・出力機能等を含むがこれに限られない。以下総称して「SVF for PDF 機能」という）を使用することはできないものとします。

2. 使用機能の制限解除

お客様は、制限機能を超えて、SVF for PDF 機能を使用する場合、使用するサーバ数に応じて、制限機能に限定されない弊社所定の製品（「SVF for PDF」）を購入するものとします。この場合、本契約は終了し、お客様は本製品を弊社に返却するものとします。

3. 違反使用時の取り扱い

お客様が本条件に違反して本製品を使用したことが判明した場合、「SVF for PDF」の弊社所定の製品標準販売価格の 3 倍額を弊社に支払うものとします。

以上

【F61024-01-20150225】